

だい しょう けいかく すいしんたいせい しんこうかんり 第6章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

○久留米市及び久留米市社会福祉協議会は、「個別支援の成果や課題を活かした地域づくり」と「地域力強化による個別課題の早期発見・早期解決」を循環させることで計画を推進します。

○計画の推進にあたっては、地域住民、地域コミュニティ組織、NPO、民生委員・児童委員、社会福祉法人、その他の支援関係機関などと協働し、久留米市地域福祉計画推進協議会・久留米市地域福祉活動計画推進連絡協議会や支え合い推進部会、多機関連携部会と連携します。

2 計画の進行管理

○久留米市及び久留米市社会福祉協議会は、久留米市地域福祉計画推進協議会・久留米市地域福祉活動計画推進連絡協議会からの提言や成果指標の状況、校区福祉活動計画に基づく取組み状況などを踏まえ、庁内体制等による点検・評価を実施します。

○今後の社会状況は急激に変化していくものと見込まれることから、それに対応するため、取組みの内容等については、地域の実情を勘案しながら、絶えず見直し・検討を行います。

